

ソフトウェア利用規約

このソフトウェア利用規約（以下、「本規約」という。）は、株式会社構造計画研究所（以下、「当社」という。）が提供する別紙に記載のソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」という。）を利用するにあたり必要な条件を定めるものである。本規約に基づき当社から本ソフトウェアの使用許諾を受けるユーザー（以下、「ユーザー」という。）は、本規約の各条項に同意し、遵守するものとする。

第1条（使用許諾）

1. 当社は、ユーザーが本規約に従うことを条件として、別紙に定める使用許諾期間における、本ソフトウェアの非独占的かつ再許諾不可、譲渡不可の使用権を無償で付与する。
2. 本規約に基づく本ソフトウェアの使用権とは、本ソフトウェアをユーザーが使用する一台のコンピューターにインストールし、使用する権利をいう。

第2条（禁止事項）

1. ユーザーは、いかなる方法によっても本ソフトウェアを日本国外へ持ち出すことはできないものとする。
2. ユーザーは、本ソフトウェアの全部又は一部を第三者に譲渡、転貸もしくは再使用許諾するなどして第三者に移転してはならない。
3. ユーザーは、本ソフトウェアの全部又は一部を複製、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルしてはならない。

第3条（権利の帰属）

本ソフトウェアに関する著作権等一切の権利は、当社又は本規約に基づきユーザーに対して使用許諾を行うための権利を当社に認めた原権利者に帰属するものとし、ユーザーは本ソフトウェアに関して本規約に基づき許諾された使用権以外の権利を有しないものとする。

第4条（非保証と免責）

1. 当社は、本ソフトウェアに関する仕様書その他当社が提供する資料（以下、「仕様書等」という。）に記載の事項を除き、本ソフトウェアに含まれる機能がユーザーの要求を満たすこと、本ソフトウェアの実行が中断されないこと及びその実行に誤りのないことを保証せず、また、ユーザーが本ソフトウェアを使用したこと、又は使用できなかったことにより被ったいかなる直接、間接、特別、付随的又は結果的な損害、もしくはデータの消失及び破損について、仮に当該損害発生の可能性を告知されていた場合又はそうした可能性を予測できた場合であっても、何らの責任も負わないものとする。
2. 前項にかかわらず、万が一、本ソフトウェアに関して法令違反又は第三者の権利侵害によるクレーム、請求等の紛争が発生した場合は、当社は自己の費用と責任によってこれを解決するものとする。
3. 当社は、本規約及び仕様書等に記載された事項以外の一切の責任を負わないものとする。

第5条（使用許諾期間）

本規約に基づく本ソフトウェアの使用許諾期間は、ユーザーが本規約に同意した時に始まり、本規約の定めに従って終了するまで継続するものとする。

第6条（使用停止）

1. ユーザーが本規約の条項に違反した場合は、当社はユーザーへの使用許諾を直ちに終了させることができる。この場合、当社は、本条に基づき当社が行った措置によりユーザーに生じた損害について一切の責任を負わないものとする。
2. 前項に従い使用許諾が終了した場合には、ユーザーは、本ソフトウェアの利用を直ちに停止し、当社の指示に従い、本ソフトウェアを破棄、又は返還等するものとし、破棄した場合にはその旨を当社に通知しなければならない。

第7条（秘密保持）

1. ユーザー及び当社は、本ソフトウェアの利用に関して知り得た相手方の秘密情報（本ソフトウェアに関するノウハウ、当社のシステムに関する情報、技術上又は営業上の一切の秘密情報を含む。）を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の書面による同意なく第三者に開示、提供及び漏洩しないものとする。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた後に、第三者から秘密保持義務を負わずに合法的に取得した情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
 - (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
3. ユーザー及び当社は、相手方の指示があった場合又は本契約が終了した場合は、相手方の指示に従い速やかに秘密情報を、原状に回復した上で返却又は廃棄し、以後使用しないものとする。
4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社ソフトウェアの提供に必要な限度で本ソフトウェアの原権利者にユーザーの秘密情報を開示することができるものとする。この場合、当社は、原権利者の当該秘密情報の取扱いについて責任を負うものとする。

第8条（譲渡）

ユーザーは、本規約に基づくいかなる権利又は義務も第三者に譲渡し、又は移転することはできないものとする。

第9条（合意管轄）

本規約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議）

本規約に関して疑義が生じた場合には、両当事者は信義誠実の原則に従い協議するものとする。

以上

別紙

1. 本ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none">・ 構造解析用中間ファイル出力アドオン・ DARS コンバーター
2. 特記事項	<ul style="list-style-type: none">・ 本ソフトウェアの使用許諾期間の終了日は 2025/1/31 とする。・ 本ソフトウェアのサポートサービスに関する内容は本規約に含まれない。